

埼玉西部環境保全組合行政不服審査会条例

埼玉西部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会条例(平成15年条例第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)

第81条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定により設置する埼玉西部環境保全組合行政不服審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員3人をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の回避)

第6条 委員は、自らに調査又は審議の公正を妨げるべき事情があると判断するとき

は、会長の許可を得て、その調査又は審議を回避することができる。

- 2 会長は、自らに調査又は審議の公正を妨げるべき事情があると判断するときは、第4条第3項の規定による会長の職務を代理する委員の許可を得て、その調査又は審議を回避することができる。

(調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問に係る事件に関し、審査請求人、参加人（法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は当該諮問をした審査庁（以下「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(情報公開・個人情報保護制度に関する調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問した組合の機関（議会を除く。）又は埼玉西部環境保全組合情報公開条例（平成31年条例第2号。以下「公開条例」という。）第21条第1項の規定により審査会に諮問した実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、保有個人情報（個人情報保護法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、第94条第1項に規定する訂正決定等又は第102条第1項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）をいう。以下同じ。）又は行政文書（公開条例第12条第1項に規定する開示決定等に係る行政文書（公開条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。）をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報又は行政文書の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。

- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報の内

容又は行政文書に記録されている情報を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(意見の陳述)

第9条 審査会は、審査関係人の申立てがあつた場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(主張書面等の提出)

第10条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。

この場合において、審査会が主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第11条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第7条及び第8条第1項前段の規定による調査をさせ、又は第9条第1項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第12条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かななければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第 13 条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(守秘義務)

第 14 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第 15 条 審査会の庶務は、庶務室において処理する。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた埼玉西部環境保全組合個人情報保護条例及び埼玉西部環境保全組合情報公開条例の規定による処分又は不作為に係る不服申立てについては、改正前の埼玉西部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和 5 年 2 月 15 日条例第 3 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(埼玉西部環境保全組合行政不服審査会条例の一部改正に伴う経過措置)

1.1 この条例の施行の日前に旧条例第 47 条第 1 項の規定により諮問された埼玉西部環境保全組合行政不服審査会の調査権限については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 2 月 1 5 日条例第 5 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。